

令和元年度事業計画

我が国経済は緩やかな回復から足踏み、そして後退が囁かれるという全く不透明な状況であり、好況感はなく、深刻化する乗務員不足や働き方改革への対応、新たな白タク行為が疑われる運送行為の出現、シェアリングエコノミー検討会議を始めとするライドシェア解禁に向けた動き、さらには10月からの消費税率引き上げに伴う運賃への転嫁による影響などハイヤー・タクシー事業は依然として非常に厳しい経営環境にあります。

こうした中、地域公共交通の使命である、より安全、安心で利便性の高い輸送サービスの提供に取り組むとともに一年後に控えたオリンピック・パラリンピックでの役割を果たすべく各委員会連携のもと、東京ハイヤー・タクシー業界一丸となって以下の事業を推進してまいります。

一、経営対策

ライドシェアの参入問題など厳しい経営環境を鑑みつつ、輸送の安全確保と利用者利便の向上を念頭にタクシー事業の活性化を図りながら、次の事業を推進する。

1. 事業経営の健全化および需要の拡大や経済情勢の変動に対応し得る運賃・料金のあり方について考察を行うとともに、本年10月に実施が予定されている消費税再改定に向け、適切な消費税転嫁となるよう調査研究を行う。
2. 平成29年1月から導入した、初乗り距離短縮運賃の導入後の需要動向等について引き続き調査研究を行うとともに、特別区・武三地区における運賃改定について調査研究を行う。
3. 平成28年10月に全国ハイヤー・タクシー連合会において取りまとめられた「今後新たに取組む事項について」の11項目の中から、実証実験が実施された「ダイナミックプライシング（変動迎車料金制度）」及び「定期運賃タクシー」の実施結果等について調査研究を行う。
また、実証実験が終了し制度化が予定されている事前確定運賃等についても、引き続き調査研究を行う。
4. 多摩地区における運賃変更要請の審査状況も踏まえつつ、新運賃導入後の需要動向等について調査研究を行う。
5. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法）による特定地域等の指定基準等をはじめとする法律及び関連政省令、通達内容等の対応等について、関連委員会とともに引き続き検討する。

なお、特定地域に指定されている南多摩交通圏の状況についても引き続き注視していく。

6. 全国ハイヤー・タクシー連合会が策定した「乗合タクシー導入等に向けた地域交通サポート計画」について、国土交通省（運輸支局）と連携して自治体訪問活動等により地域の抱える交通問題を把握・整理し、問題解決に向けた提言を行う。
7. 会員事業者の経営諸資料等を収集し、タクシーの収入及び原価の分析や需要動向についての調査研究を行うとともに、収集する諸資料の統一化についても併せて検討を行う。

二、広報対策

本年は5月の新天皇即位に伴う新元号制定、9月のラグビーワールドカップの日本開催、10月に予定されている消費税率の改定など多くの社会的行事が控えているなかで、一般利用者のニーズを汲み取り、安全で安心なタクシーを広報していくことがより一層重要な課題となっている。

広報委員会として積極的な広報活動を通じて世論に訴えるとともに、東タク協会員事業者への広報にも努めていくための諸対策を次の通り推進する。

1. 乗務員指導委員会、経営委員会、労務委員会、交通事故防止委員会など他委員会との連携も行いつつ、効果的かつ能動的なタクシーのPRや、業界・各社の交通事故防止対策、職業としてのタクシー乗務員の魅力発信、高齢者、子育て世代等へ向けたタクシーサービスの積極的なPRを展開する。

併せて、多摩地区において改定申請中の「新運賃」実施時に、利用客の声を反映したQ&Aや新運賃利用ガイドの配布など、印刷物やホームページを通じPRを実施する。

2. マスコミからの取材協力や、関係官庁記者クラブなどに対し「東京のタクシー」など広報関係資料を定期的に配布するとともに、マスコミ、学識経験者、消費者団体及び一般利用者代表などに対し、必要に応じ業界の現状について理解を得るための広報に努める。
3. 「東京のタクシー」、「タクシーニュース」などを定期的に発行し、一般利用者に対するタクシーのイメージアップに繋がる情報提供に努めるとともに、業界内に対し「東タク協ニュース」や「東タク協かわら版」などを通じ、業界が抱える諸問題について、正確・詳細な情報提供に努める。
4. 諸外国に向け東京のタクシーをPRすべく、「LONELY PLANET」をはじめとする紙媒体、「TripAdvisor」、「Michelin Travel」などのネット媒体のような海外旅行者サイト、海外出版社などを対象に積極的な広報活動を実施する。

また、従前より行っている邦人・外国人やインバウンド向けの多様なニーズに対応した協会「英語ホームページ」の更なる拡充に加え、「東京観光タクシー」や、「ユニバーサルデザイン（UD）タクシー」のような次世代タクシーの更なる利用促進を図るため、ステッカー、ホームページなどを通じ広報活動を継続実施する。

また、国土交通省、関東運輸局などが行う訪日外国人対策（実証実験等）の取り組みを広報委員会としてもPRしていく。

5. 業界として取り組んでいる活性化策などに関するPRを継続実施していくとともに、8月5日「タクシーの日」イベントを通じ、一般利用者への感謝の気持ちと業界イメージアップを図ることに努める
6. スピーディーでタイムリーな情報発信を可能とするIT（ホームページ、webマガジンT's lifeやFacebookなど）を利用した業界の現状、公共交通機関として業界が取り組んでいる施策や最近のタクシーサービスの紹介などについて、一般利用者及びマスコミ関係などに対する情報提供に努める。
7. 羽田空港国内線及び国際線利用者の増加に伴い、より一層の乗務員のサービスレベル向上が求められるため、「羽田空港定額運賃シート」や「指差し外国語シート」などを利用した邦人・外国人利用者への接客向上に努める。

また、「羽田空港定額運賃」の更なる利用促進のためにステッカー、パンフレット、ホームページなどによるPR及び「東京国際空港ターミナル株式会社」と「日本空港ビルデング株式会社」と連携した広報活動を継続的に実施する。

8. タクシーの機動性を生かした災害情報を提供する「タクシー防災レポート車」制度については、東京都、ニッポン放送及びTBSラジオとの協力関係を継続しながら実施するとともに、警視庁や東京都など関係機関と連携して「こども」を犯罪から守るための「タクシーこども110番」制度や、ドライブレコーダーを使用した「タックン防犯情報システム」について、治安維持に努めるための広報活動を継続して実施する。
9. タクシー利用のお客様の声を、直接伺うことにより迅速に対応する「エコーカード」と、年1回実施する「1万人アンケート調査」により、タクシーに関しての意見や利用動向を調査することによって、タクシーサービスの向上に努める。

今年度は、従来からの実施を継続しながらも、実施方法や結果についても検証し、今後の方向性を検討する。

三、労務対策

令和元年度においては、タクシー業界の働き方改革の実現に取り組むとともに、会員事業者における良好な労使関係の維持及び適切な労務管理による健全な企業経営の確立に資するよう、下記事項を踏まえ、積極的な事業運営を図る。

1. 昨年策定された「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づいた、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、長時間労働の改善などに関する改善事例の収集、助成金を含め会員事業場が活用できる資料の周知、及び同プランの進捗状況調査の実施などにより、目標の達成の支援に努める。
2. 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、改正労

働基準法、自動車運転者の労働時間等の改善基準、最低賃金法等労働関係法令の遵守の周知を図るとともに、時間外労働の上限規制への対応、乗務員負担制度の見直し、累進歩合制の廃止、及び短時間・有期雇用労働者等に対する不合理な待遇の差別的取扱いの解消等労務管理の適正化のため、平成29年度労働時間・賃金部会及び平成30年度就業規則検討部会の検討結果等を踏まえて、会員事業者への支援を行う。

3. 労働関係法令改正に係る情報を把握し会員事業者へ提供するとともに、必要に応じ関係機関への要望・提案を行う。
4. 若年労働者を中心とする雇用の促進及び女性労働者の活躍が図れるよう厚生労働省「ハローワークにおける運輸業人材確保対策」及び公益財団法人東京しごと財団から受託した「団体別採用カスパイラルアップ事業」などを活用し、会員に対し取組好事例や助成金活用等の情報提供等を行うとともに、広報委員会と連携し、業界のイメージアップに向け、タクシーの新しいサービスや、多様な勤務体系・環境整備などの情報を発信する。

また、国土交通省の「労働条件等の改善に積極的に取り組む事業者に係る認証制度」及び女性ドライバー応援企業制度の周知や申請を勧奨する。

5. ハイヤー・タクシー業の労働災害（休業4日以上）が年間約500件発生し、そのうち6割が交通労働災害であることから、東京労働局が推進する「ハイヤー・タクシー業交通労働災害防止運動」に協賛し、実施事項である「交通労働災害防止ガイドライン」に係る総点検、安全意識の高揚のための「私の安全宣言」の取組、ヘッドレストの適正設置などに、交通事故防止委員会と連携して取り組む。

また、乗務員に対する安全配慮義務を踏まえ、東京タクシー防犯協力会と連携しつつ、タクシー強盗などの防犯対策の推進に努める。

6. 平成30年度に設置した就業規則検討部会を継続し、成果物であるモデル就業規則及び関係資料を的確に取りまとめるとともに、効果的な活用方法を検討の上、実施する。
7. 地域の労務管理水準の向上を図る等の目的で自主的に組織・運営されている各ハイタク労務研究会に対し、活動の充実が図られるよう支援する。

四、交通事故防止対策

「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき策定した「ハイタク事業における総合安全プラン2020」の実施目標を達成するため、関係機関、団体との連携を更に強化し、次の交通事故防止諸対策を推進する。

1. 交通事故防止対策の推進

(1) 事故削減目標

- ① 死亡事故 0件
- ② 人身事故 1,950件以下

- ③ 飲酒運転 0件
- ④ 覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転 0件
- (2) 毎月5日の「タクシー事故ゼロの日」、8日の「二輪車・自転車安全日」及び10日の「交通安全日」を継続して推進し、年間「交通死亡事故ゼロ運動」を展開する。
- (3) 夜間における歩行者の信号無視・横断禁止場所横断等の事故防止対策及び深夜帯等の路上寝込み者等の轢過事故防止対策を図るため、制限速度の遵守、前方左右の安全確認、車間距離の保持、早目のライト点灯とこまめなライト上向き走行、道路環境等の早期把握を行い防衛運転の徹底を図る。
- (4) 全国的に道路横断中の歩行者の死亡事故の発生割合が高いことから、特に、信号機のない横断歩道手前における減速と横断中及び横断開始前の歩行者優先を徹底する。
- (5) 乗務員、乗客に対する正しいシートベルトの着用の推進を図る。
- (6) 六本木、銀座、赤坂、新橋、新宿、渋谷等の繁華街での安全不確認を原因とする交通事故が多発しており、都心部での交通の安全と円滑に大きな支障を来していることから、繁華街での進路変更、ドアの開放時等における確実な安全確認を実施し、交通事故多発地域における交通事故防止に努める。
- (7) 首都高速道路における死亡事故の発生割合が高いことから、法定・指定速度の遵守及び車間距離の十分な保持と道路工事・作業等の情報の把握に努め、危険予知運転による交通事故防止に努める。
- (8) 降積雪時におけるスタッドレスタイヤの全車輪装着、タイヤチェーンの装着等によるスリップ事故及び立ち往生防止対策を推進する。
- (9) 春・秋の全国交通安全運動、夏季の交通事故をゼロにする運動、夏季・年末年始の輸送安全総点検及びTOKYO交通安全キャンペーンの効果的な推進を図る。
- (10) 運行管理者等を対象とした事故防止責任者講習会を東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合と合同で開催するとともに、全国交通安全運動における東京都の交通事故防止対策スローガンである「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」を周知させ、「心でやろう大作戦」を引き続き展開する。

また、春・秋の全国交通安全運動並びに年末年始輸送等安全総点検の実施期間中に東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合及び東京都個人タクシー協会と連携して、都内主要駅タクシー乗り場においてシートベルト調査指導及び乗務員に対する事故防止啓蒙活動を実施し、乗務員の事故防止意識の高揚を図る。

2. 関東運輸局タクシー事故防止対策検討会への参画

一昨年度、関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課に事務局が設置され、検討会が発足したことに伴い、東京地区の検討委員として、当委員会委員長が参画した。

本年度も、一昨年度及び昨年度に引き続き、委員長が参画し、関東地区の事故件数削減に向けた方策の検討を進め、必要及び有用な情報について会員に展開する。

3. 関係機関等との連携

- (1) 警視庁交通部が主催するセーフティードライバー・コンテスト及び高齢タクシードライバー交通安全教室への積極的な参加を推進する。
- (2) 関係機関、団体と連携し、追突、出会い頭、対歩行者・自転車・二輪車との事故削減方策を考究する。
- (3) 他の専門委員会との連携により、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像型ドライブレコーダー）の安全に資する活用や高齢ドライバー事故防止対策として、セーフティサポートカーSの導入を推進する。
- (4) タクシー乗務員の安全確保のため、乗務員指導委員会、東京タクシー防犯協力会等と連携を密にし、自主防犯体制を充実するとともに警察当局等の実施する防犯、捜査活動に積極的に協力する。
- (5) 健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患）の活用を推進する。
- (6) 国土交通省自動車局が平成30年9月に策定した「自動運転車・安全技術ガイドライン」に基づく自動運転実用化の取り組みを注視し、必要な情報の共有に努める。

4. 対面点呼等の確実な実施

運行管理者等は、無免許運転、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転、過労運転等の悪質運転の絶無及びアルコール検知器の使用結果による対面点呼、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無の確認等を確実に実施する。

5. 運輸安全マネジメントへの取り組み

経営トップから現場に至るまで輸送の安全確保を第一として、三位一体となって社内に安全風土・安全文化を構築するなど、運輸の安全に関するPDCAサイクルに沿った事故削減の推進を図る。

6. 社内研修等の推進

(1) 事故分析に基づく対策

- ① 交通事故総量抑制対策として、タクシー事故の特徴である「出会い頭事故」及び「追突事故」防止対策を重点的に推進する。
- ② 空車時の事故件数が実車時の事故件数の3倍であることから、空車走行時の安全確認の励行につき、日頃の指示及び指導を徹底する。
- ③ 死亡事故抑止対策として、「信号無視を含めた道路横断中の歩行者との事故、路上寝込み者の轢過事故」防止対策、「首都高速道路における速度超過、車間距離の不保持、道路工事等の道路環境の未把握による事故」防止対策及び「対自転車・二輪車事故」防止対策を重点的に推進する。

(2) 社内研修の推進

- ① 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、タクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」、「危険ドラッグ撲滅のために」等を活用した乗務員教育の徹底を図る。

- ② ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング（KYT）やデジタル式運行記録計を使用した運転状況の問診等による安全運行教育を運転者参加・体験・実践型で推進する。

五、環境・車両資材対策

タクシー車両の「安全性の維持・向上」及び「環境問題への貢献」並びに「車内環境の改善・向上」等を図る観点から、車両資材のあり方等について検討を進め、次の諸対策を推進する。

1. 当委員会内に設置した小委員会を中心として、以下の活動を行う。
 - (1) タクシー車両の安全性向上のため、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、後席シートベルト非着用警報装置等の情報収集に努め、その有効性を検討し、機能の改善等について、自動車メーカー等に対し要望、提言を行う。
 - (2) 車内外で使用する通信機器等（特に、訪日外国人旅行者に対するサービス向上を踏まえた通信機器）の導入、タクシーメーターの料金の変更・多様化等に迅速かつ廉価に対応することを可能とする機器の改善、運賃の事前計算や清算が可能となる機器や計量法改正を視野に入れたソフトメーターの開発等に関する情報を収集するとともに機器メーカー等に対し要望、提案を行う。
 - (3) ユニバーサルデザインタクシーであるトヨタJPN TAXIの利便性・快適性の向上、車両構造の改善等について引き続き検討し、補佐的立場を維持しながら、自動車メーカー等に要望、提言等を行う。

また、他メーカーよりタクシーとしての使用を提案されている車両についての確認等を行う。
 - (4) タクシー車内環境の改善・向上を図るため、最新の車内防犯カメラ等の情報を収集し、車内防犯カメラの標準規格、運用管理基準等の整備・普及を図る。
2. 自動車メーカー等が開発する自動運転車の開発状況について情報を収集し、展開する。
3. 関東運輸局が開催する整備管理者研修資料作成検討会へ参画するとともに、東京運輸支局が開催する整備管理者研修会（選任後）の開催及び講師派遣に協力する。
4. 交通エコロジー・モビリティ財団の行うグリーン経営の認証取得のためのセミナー開催について周知を図る。
5. LPG燃料等購入価格調査を継続的に行い、その価格変動等を注視し、必要に応じて情報の展開を行う。

六、乗務員指導対策

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく地域計画で示されているタクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境作り、交通問題、都市問題の改善等を図るため、次の事業を推進する。

1. 繁華街やターミナル駅等の乗り場における交通秩序の維持

- (1) 六本木交差点、東京駅八重洲口（外堀通り）等の違法客待ち駐車等について、東京タクシーセンターと連携し、特別街頭指導の実施等により、効果的な対応を図る。
- (2) バスタ新宿の円滑な運用に資するため、ルールに従った適切な運用を図る。
- (3) 関係機関や住民等からの通報によるバス停留所等、都内各所における違法客待ち駐車等について、迅速かつ適切な対応を図る。

2. 各地区におけるタクシー乗り場等の協議

渋谷駅街区土地区画整理事業等に伴うタクシー乗り場の変更、タクシープールの設置等について関係機関との協議を進める。

3. 銀座乗禁地区及び付近への対応

- (1) 首都高速道路土橋入口付近、交詢社通り、新幸橋周辺等における不適正な乗車行為の防止を図る。
- (2) 各乗り場への入路方法等について、ルール遵守の徹底を図る。
- (3) 築地川第一駐車場を利用した銀座1号乗り場へのショットガン方式については、関係機関等と連携して適切な管理・運用を図る。
- (4) 中央通り及び晴海通りにおける駐停車禁止場所での利用客の乗降等、法令違反の根絶を図る。

4. タクシー乗り場等の円滑な運用

- (1) 優良タクシー乗り場として設置されている各乗り場について、円滑な運用を図る。
- (2) タクシー乗り場等におけるドアサービス、トランクサービス、挨拶の励行等、ホスピタリティの向上を図る。
- (3) 鉄道沿線乗り場での空車待ち状態を解消するため、事業者間、関係機関との情報共有を積極的に行い、利用者利便の向上を図る。
- (4) 短距離でも気持ちよく利用いただけるよう接客マナーの向上を図る。
- (5) EV・HVタクシー乗り場における供給の確保に配慮する。

5. 乗務員の法令・マナー違反の根絶

- (1) 飲酒運転・薬物使用運転の根絶に向け、安全管理の徹底を図る。
- (2) 東京駅、羽田空港等におけるタクシー乗り場、タクシープール等、また、青山・芝公園タクシー調整待機所周辺等における喫煙・タバコやゴミの路上投棄などに關する一般市民や関係機関からの苦情が依然として跡を絶たないことから、マナー向上対策及び法令、規則の遵守に関する指導の強化を図るとともに、環境美化運動を

推進する。

- (3) 日枝神社外周道路等、住宅街等の駐（停）車禁止場所での待機及び喫煙は、道路交通法違反に加え、東京都環境確保（アイドリングストップ）条例、各自治体の環境確保（路上喫煙禁止）条例等に抵触するものであり、近隣住民等の生活環境を悪化させていることから、道路上での待機・休憩については、時間の長短に拘わらず、法令遵守及び居住者等の生活環境阻害の防止に細心の注意を払う。

6. 羽田空港タクシー乗り場等の円滑な運用

- (1) 羽田空港国際線乗り場「おもてなしレーン」（外国人旅客接遇研修修了者専用レーン）及び「UDタクシー・ワゴンタクシー専用レーン」の円滑な運用を図る。
- (2) 羽田空港を利用する外国人旅行者に対するホスピタリティの向上に努める。
- (3) 定額運賃の適切な運用について徹底を図る。

7. 良質な乗務員の確保と健全で魅力ある職場づくり

- (1) 交通違反歴や乗客からの苦情が多い問題のある乗務員の他社への移動が容易である現状を改善するため、運転者記録証明の活用を徹底すると共に、安全運転、接客マナー等に定評のある乗務員を賞揚するなどし、良質な乗務員の確保に努める。
- (2) 健全で魅力ある職場作りのためには、交通法令の遵守及び交通事故防止に加え、薬物使用、暴行・傷害、窃盗等の犯罪行為を起こさせないための指導が重要である。出庫及び帰庫時の点呼だけでなく、あらゆる機会を通じて管理者と個々の乗務員との意思疎通により、問題兆候の把握に努め、犯罪者を出さない職場を実現する。

8. UDタクシーの適正な営業の実現

UDタクシーは、流し営業にも活用されることを念頭に、身体障害者のほか、高齢者、妊産婦、子供連れ等の方々等しく利用できる福祉タクシー車両として導入の促進が図られているところである。

このような状況の中、流し営業時に加え、予約時においても、車いす利用の方の運送申し込みが断られる事案が発生していることから、乗務員が、UDタクシーの構造、機能を十分に理解し、スロープ板等の円滑な操作が行えるよう習熟訓練を繰り返し実施し、利用者利便の向上に努める。

その一方で、乗務員の意見を積極的に汲み上げ、メーカー、ディーラーとの意見交換を密にし、構造、機能の改良・改善に関する要望・意見を積極的に発信する。

また、東京都予算で整備し、関係施設に配備した外付けスロープ板を適切かつ円滑に使用し、バリアフリー環境の向上に努める。

9. 大地震発生時の乗務員災害対応マニュアルの周知

大地震発生時の乗務員の対処方法等について、「乗務員災害対応マニュアル」に基づいて乗務員に周知を図る。

10. 無線システムの有機的な活用

- (1) 無線従事者等に対する講習会を東京タクシー防犯協力会等と連携して実施する。
- (2) タクシー乗務員と無線基地局との緊密な連携により、事件・事故発生時の警察へ

の迅速な通報を実現し、事件解決に寄与する。

11. 防犯対策の一層の推進

乗務員や利用者の安全確保を図る見地から、関係諸官庁及び東京タクシー防犯協会と連携を図り、情報発信を積極的に行い、タクシー防犯活動を強力に推進する。

七、ハイヤー対策

安全で良質なサービスの提供とハイヤー事業の効率化・合理化や安定的な経営基盤の確立を図るため、次の事業を推進する。

1. 今後のハイヤー事業の展望に関する諸対策について、調査・検討を行う。
2. 需要の増販及び市場（マーケット）の拡大、並びに高品質なサービスの提供等について、調査・検討を行う。
3. 安全管理体制の取り組みを向上させ、運輸のより一層の安全の確保を図る。
4. 多様化する顧客ニーズに対応した運賃・料金制度について、調査・検討を行う。
5. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への協力体制を構築する。
6. 羽田空港国内線及び国際線ハイヤー乗り場の円滑な運営・秩序維持を図るための調査・検討並びに街頭指導を行う。
7. 「働き方改革」について、調査・検討を行う。

八、ケア輸送対策

高齢化が急速に進行する中、高齢者・障害者の社会参加の促進の観点から、安全で安心な交通手段として、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）や介護タクシーさらには一般タクシーによるケア輸送サービスが広く期待されており、高齢者や障害者等の多様なニーズに対応したケア輸送サービスの提供及びその質の向上を図るため、次の事業を推進する。

1. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法によるケア輸送のあり方等を検討するとともに、道路運送法等に規定する自家用自動車による有償旅客運送について調査研究を行う。
2. 地域における高齢化の状況等を踏まえ、高齢者や身体障害者等移動制約者の社会参加を支援するためのタクシーの役割について調査研究を行う。
3. 東京都において平成30年10月より合理的配慮の義務化が条例化された障害者差別解消法について、合理的配慮の内容に関しあらためて認識するとともに、法に規定する基本方針等について引き続き調査研究を行う。
4. 市区町村で発行している障害者に対する福祉タクシー券の拡大及び統一化について、

自治体における福祉タクシー券の電子化の実証実験の結果等も踏まえながら、引き続き調査研究を行う。

5. ユニバーサルデザインタクシー車両に対する留意点等について、引き続き関連委員会と連携し調査研究を行う。特に、車椅子利用者に係る乗降作業に関しては、昨年11月に発出された国土交通省からの通達の主旨に基づき、可能な限りスムーズに実施できるよう社内研修等の実施を推進するとともに、利用者の理解も深めてもらうよう自治体等が開催するイベント等に積極的に参加する。
6. ユニバーサルデザインタクシー導入の数値目標「2020年度までに10,000台」の推進に向けて、ユニバーサルドライバー研修を開催し、積極的な参加を会員各社に要請する。開催にあたっては、公益財団法人東京タクシーセンター及び三多摩支部の実施状況等も踏まえ、効率的且つ効果的に開催する。
7. 地域公共交通確保維持改善事業（バリア解消促進等事業）に基づく、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）導入費補助金申請に必要な「生活交通改善事業計画」を策定するための協議会を関係団体等と連携し開催するとともに、関係地方自治体に対し、協議会の設置、開催を要望する。
8. 地方自治体が主宰する福祉有償運送運営協議会に参加するタクシー業界代表委員の選出、推薦、配置の調整及び研修等を実施するとともに、各協議会における議事録等についても協会ホームページを活用し、情報共有を行う。

九、総務対策

協会組織の連携、強化並びに災害に備えた対策を講じるため、次の事業を推進する。

1. IT化構築の推進、協会業務遂行の合理化、効率化を促進するとともに、事務局組織の活性化について検討を行う。
2. 協会財務の健全化とその維持に努めるとともに、予算、決算の適切な執行を図る。
3. ハイヤー・タクシーに係る税務、保険、各種助成金制度及び交通対策等について、政党・行政機関等への要望活動を推進する。
4. 災害対策について、災害対策部会を中心に審議、検討を行うとともに、災害応急対策活動等が迅速かつ的確に実施できるよう定期的に防災訓練を実施する。
5. 協会活動の円滑化に資するため、雇用対策等の協会決定事項の徹底及び調整を図る。
6. タクシー共通乗車券の廃止に伴う清算業務等の適切な執行を図る。
7. 諸外国とのハイヤー・タクシー事業を通じて提携交流を深め、あわせて業界の発展に資する。
8. 関係官庁等に係る示達事項及び情報の把握と会員への速やかな伝達に努めるとともに、関係団体との協調活動を推進する。
9. 改正タクシー特措法に基づく地域計画に盛り込まれた項目について検討する。

10. 他の委員会に属さない事項。

十、適正化事業実施機関

1. 道路運送法第43条の3第1項に基づき、旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を東京運輸支局と連携をとり綿密に立て、巡回指導を的確かつ公正に実施し、改善を要する事業者にはきめ細かな指導を実施する。
2. 事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、過労運転（薬物使用含む）、速度超過等を防止する啓発活動を事業者及び運行管理者に対し行う。
3. 事業者に対する巡回指導において、コンプライアンス確立に向け、法令等の周知徹底を行う。
4. 協会ホームページ内に開設した適正化事業室のページに、業務用資料として関係法令等の改正、通達等を掲載し、随時更新を行なう。
5. 指導員としての資質の向上及び情報の収集のため、適正化事業に係る各種セミナー等を積極的に聴講し、会員の管理業務に必要と思われる情報については、協会ホームページを活用し情報提供を行う。

十一、2020東京オリンピック・パラリンピック対策

「輸送連絡調整会議」や「多言語対応協議会」に加え、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議」に参画し、引き続きオリンピック関連の情報収集や広報活動を行う。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に於いてタクシー・ハイヤーが果たすべき役割について、開催までの期間が迫っていることから、大会組織委員会各部局と協議を重ね、具体的施策についての準備に取り組む。

十二、タクシー活性化プロジェクトチームの活動

「東京観光タクシードライバー認定研修」及び「更新研修」の実施に加え、新たに東京観光タクシードライバーへの実地研修、意見交換形式の研修、さらには、管理者を対象とした受注時のオペレーション等の充実を図る為の研修も計画する。

並行して観光タクシーの優遇措置の拡大に向けた要請や需要拡大のPR展開についても引き続き取り組むほか、TSTiEドライバーの増員強化を図る。

十三、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動

タクシー乗務員の高齢化や恒常的なドライバー不足に的確に対応するとともに、若者・

女性ドライバーの採用による業界活性化に向け、大学生を中心とする若者や子育て中及び子育てを終えた女性にタクシードライバーの魅力を効果的にPRするため労務・広報委員会と連携し、本年度は次のとおり推進する。

1. 若年層向けに、目を引き付ける効果や読みやすさが期待できる「業界PRのWEB配信」に取り組み、タクシードライバーという仕事のイメージ向上を図る。
2. 昨年制作した求職者向け動画「WORK WITH US!」を、より多くの方に視聴していただくため、動画の拡散方法としてSNS等を利用し、効果的なPRに努めるとともに、当協会ホームページへの視聴誘導もあわせて行うこととする。
3. 子育て中や子育てを終えた女性向けに、タクシードライバーの仕事について、ワークライフバランスが取りやすい等、働きやすい環境にあることや、女性ならではのきめ細かいおもてなし、やりがいを感じる仕事であることを発信するためのPRチラシを作成配布する。
4. 労務委員会で実施している「団体別採用カスパイラルアップ事業」に対し、広報委員会と連携して事業への協力に努める。

十四、スマホdeタックくん活性化特別委員会の活動

スマホdeタックくん活性化特別委員会を定期的開催し、令和2年度という一区切りまで、課題の掌握と解決に向け、協会だけでなく他の利害関係者との連携も深め、安定した配車サービスの運営を維持する。

十五、女性タクシー経営者の会の活動

例年実施している定例会、外部施設への視察、社会貢献を継続して行うこととし、また、他組織との交流、意見交換を行うことにより、多方面からの情報を収集し、女性経営者ならではの見識を深め、有益な情報を多方面に発信する。